

令和5年3月8日

国土交通省九州地方整備局

遠賀川河川事務所

遠賀川・彦山川・犬鳴川にて「都市・地域再生等利用区域」を指定！
～直方市・宮若市の地域振興に期待～
【遠賀川水系で初めての指定となります】

直方市においては、遠賀川及び彦山川で、又、宮若市においては、犬鳴川で、自治体が河川法の許可を受けた河川敷公園として地域住民の憩いの場として利用されています。

両地区においては、地域の方々が散策など自由な河川敷利用の他、例えば、友好団体主催によるお祭りやチャリティーイベントなどが実施されています。

両市において、河川敷公園の利用形態として更に利活用の広がりを行うことで地域の活性化に繋がることを期待し、各自治体から「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望が九州地方整備局へ出され、今般、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行いました。

今回の区域指定により、占用主体である直方市及び宮若市が河川敷利用を希望する団体等からの利用申込を受付し使用契約を結ぶことで、河川敷地内でキッチンカーによる飲食営業や物品販売などの営業、更に有料を含めたイベントの開催などが可能となります。

【区域指定年月日】

○令和5年3月8日

【区域指定箇所】

○遠賀川水系遠賀川 植木桜つつみ公園(直方市大字植木地先、別図①に示す範囲)
占用主体：直方市

○遠賀川水系遠賀川・彦山川 直方バーサイドパーク
(日の出橋～直方市溝堀二丁目付近、別図②に示す範囲)
占用主体：直方市

○遠賀川水系犬鳴川 犬鳴川河川公園(宮若市役所前～宮田緑大橋の間、別図③に示す範囲)
占用主体：宮若市

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

占用調整課長 まつだ ひでき (内線341)
松田 英樹上席専門職 たけむら せいじ (内線406)
竹村 靖二

TEL：0949-22-1830 (代表)

河川敷地占有許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占有許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和5年3月8日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

遠賀川で別図に示す区域

植木桜つつみ公園

第2 都市・地域再生等占有方針

（1）占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、バーベキュー場、売店、キッチンカー等及び
その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

（直方市の振興を目的として整備される施設）

（準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号）

（2）許可方針

1. 占有申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること
2. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること
3. 占有する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること
4. 地域の活性化、中心市街地活性化に寄与するものであること
5. 都市・地域再生等占有主体は、占有区域内を常に良好な状態に保持すること
6. 占有の許可期間中に河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること
7. 洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態が予見さ

れる場合、又は発見した場合において、占用施設の使用を中止させたい場合、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること

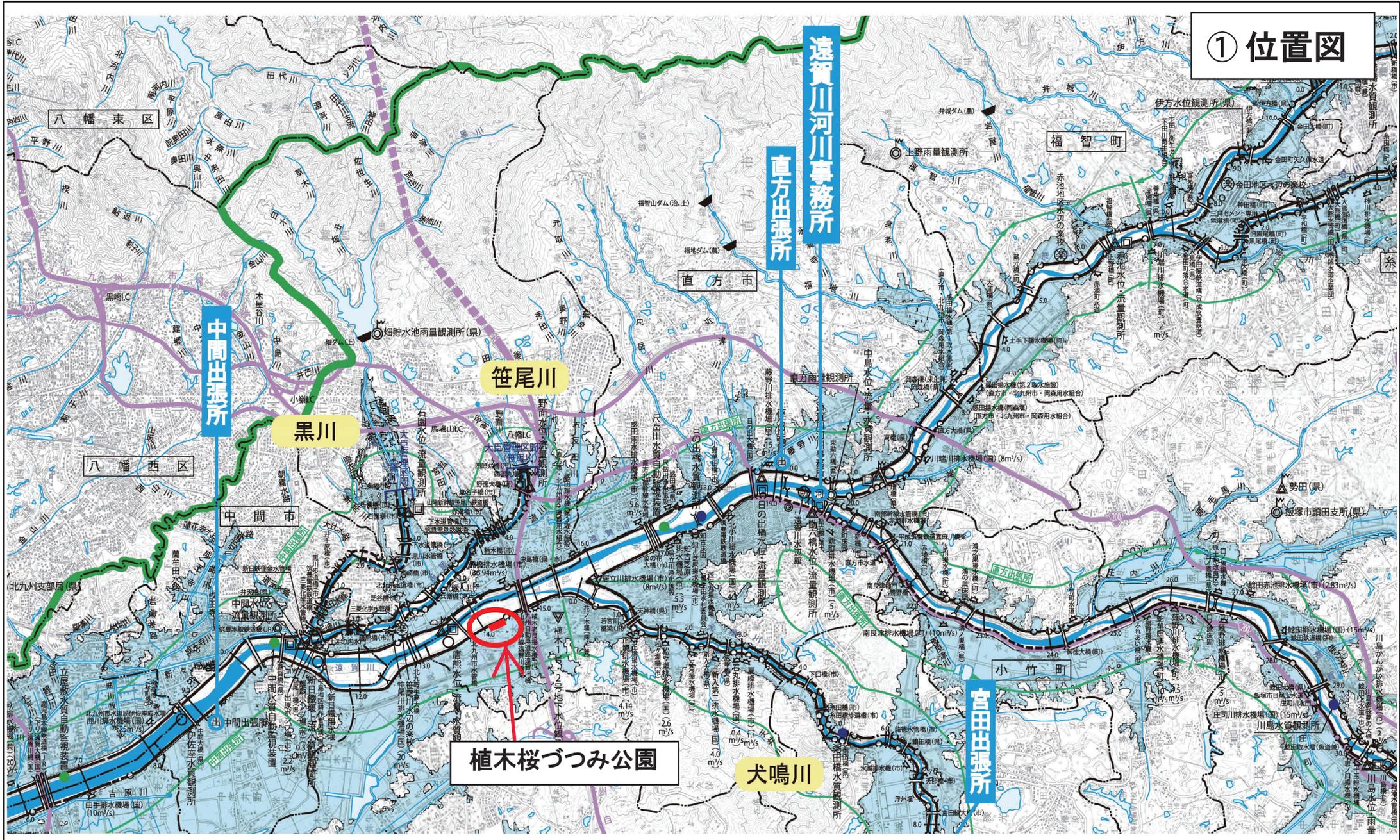
8. 水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。
9. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること
10. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること
11. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること

第3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

直方市（準則第二十二第4項第一号）

① 位置図



八幡東区

中間出張所

黒川

筈尾川

直方出張所

遠賀川河川事務所

植木桜つつみ公園

犬鳴川

宮田出張所

福智町

直方市

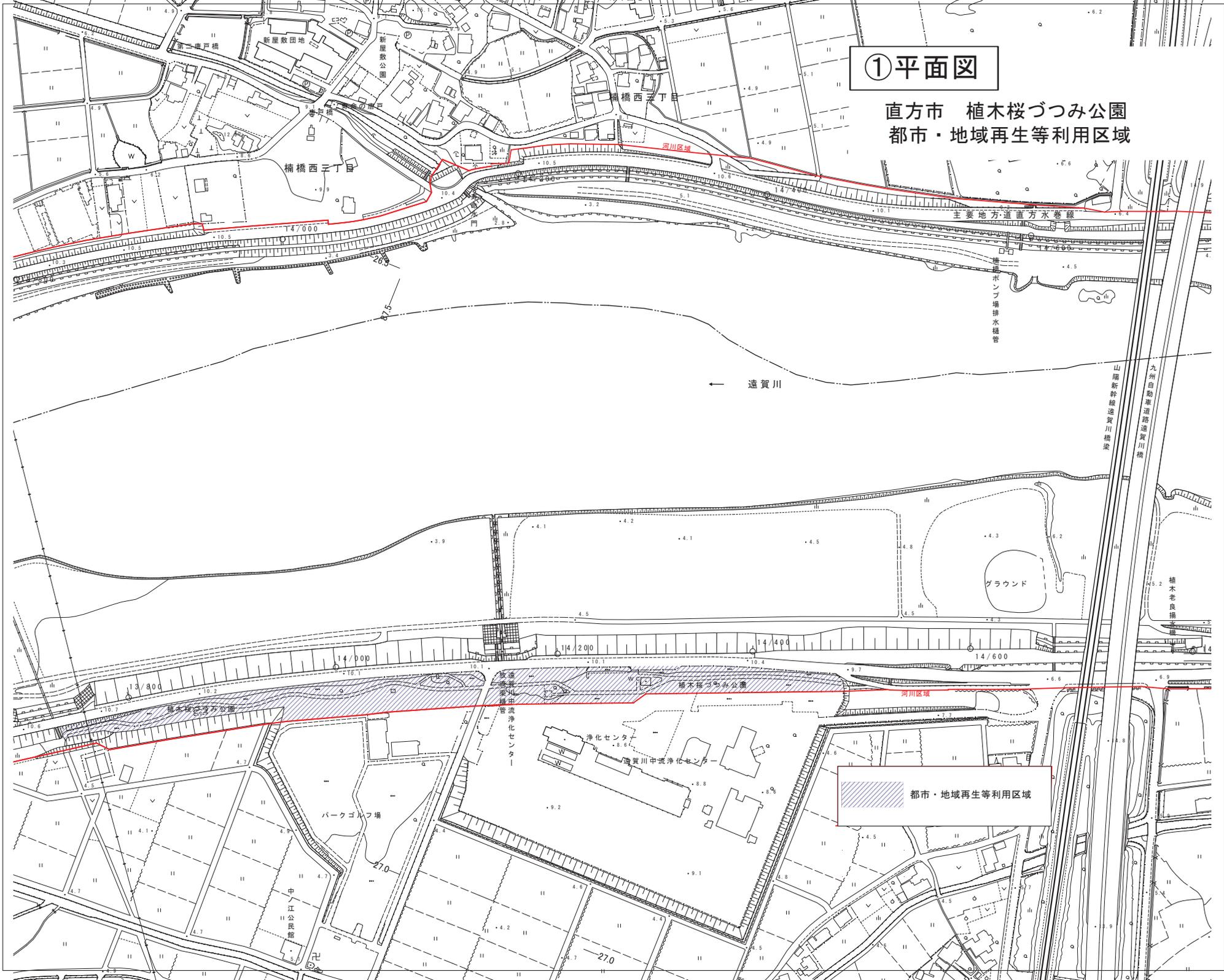
中間市

小竹町

① 位置図

① 平面図

直方市 植木桜つつみ公園
都市・地域再生等利用区域



河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

(直方リバーサイドパーク)

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和5年3月8日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

遠賀川及び彦山川で別図に示す区域

直方リバーサイドパーク

第2 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、カヌー乗り場、オートキャンプ場、売店、キッチンカー等及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

(直方市の振興を目的として整備される施設)

(準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号)

(2) 許可方針

1. 占有申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること
2. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること
3. 占有する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること
4. 地域の活性化、中心市街地活性化に寄与するものであること
5. 都市・地域再生等占有主体は、占有区域内を常に良好な状態に保持すること
6. 占有の許可期間中に河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること
7. 洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態が予見さ

れる場合、又は発見した場合において、占用施設の使用を中止させたい場合、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること

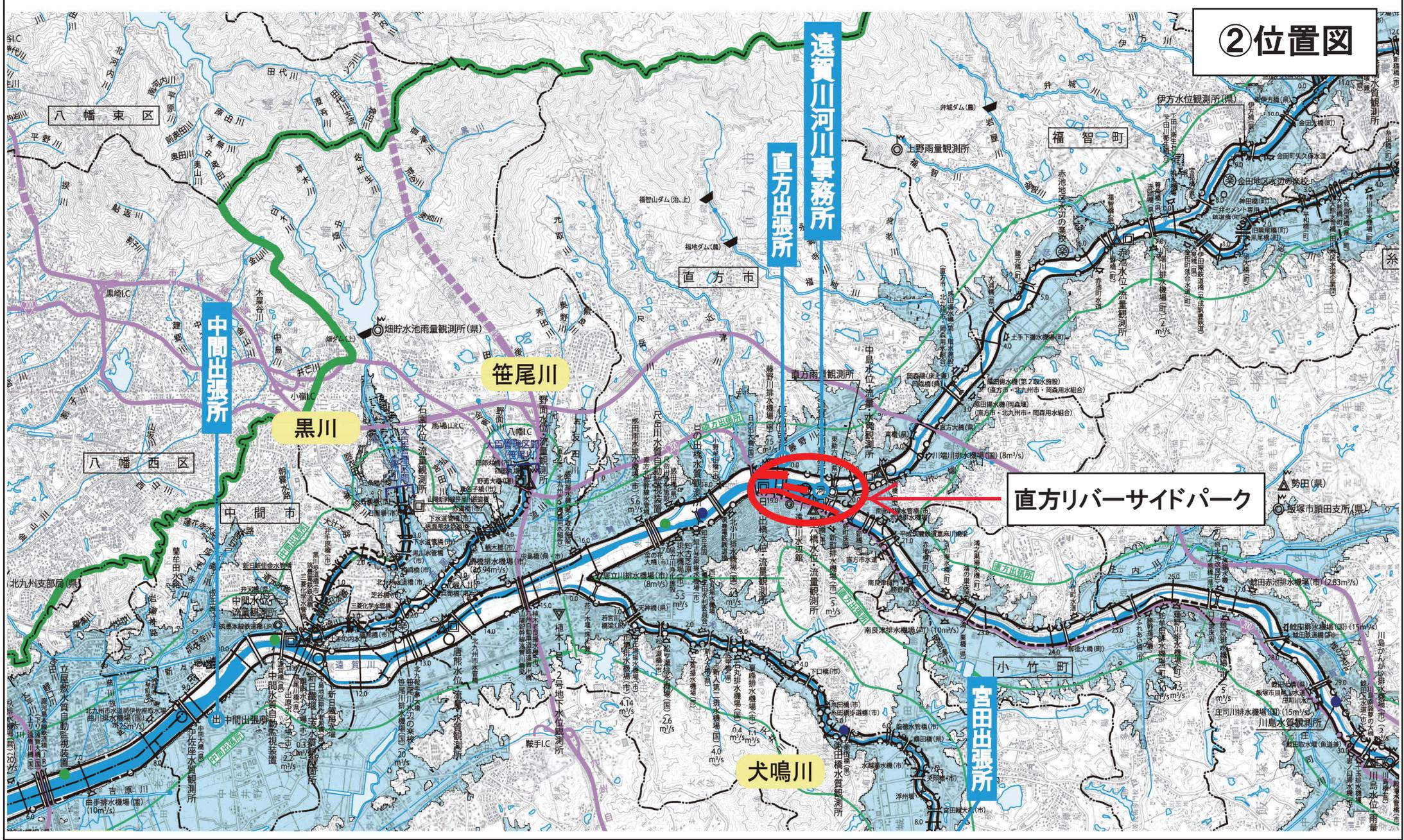
8. 水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。
9. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること
10. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること
11. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること

第3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

直方市（準則第二十二第4項第一号）

②位置図



遠賀川河川事務所

直方出張所

中間出張所

宮田出張所

笹尾川

黒川

犬鳴川

直方リバーサイドパーク

八幡東区

八幡西区

中間市

直方市

福智町

小竹町

勢田(県)

飯塚市願田支所(県)

②平面図

直方市 直方リバーサイドパーク
都市・地域再生等利用区域

直方市大字頓野3806番地先

直方市大字下境2727番地先

河川区域

日の出大橋

東勘六橋

彦山川

直方市津田町1102番地先

直方市溝堀2丁目4599番8地先

勘六橋

遠賀川

河川区域



都市・地域再生等利用区域

直方市新町2丁目5054番4地先

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和5年3月8日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

遠賀川水系犬鳴川流域で別図に示す区域
犬鳴川河川公園

第2 都市・地域再生等占有方針

（1）占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、出店、キッチンカー等及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

（宮若市の振興を目的として整備される施設）

（準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号）

（2）許可方針

1. 占有申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること
2. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること
3. 占有する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること
4. 地域の活性化、中心市街地活性化に寄与するものであること
5. 都市・地域再生等占有主体は、占有区域内を常に良好な状態に保持すること
6. 占有の許可期間中に河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること
7. 洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態が预见される場合、又は発見した場合において、占有施設の使用を中止させたいえ、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること

8. 水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。
9. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること
10. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること
11. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること

第3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

宮若市（準則第二十二第4項第一号）

